

新しい『ハッピー・パートナー企業』登録制度のイメージ

- 「イクメン応援宣言企業」・「にいがた子育て応援企業」両制度をハッピー・パートナー企業制度に包含
- 制度統合により窓口を一本化、手続きを簡素化
- 企業の重点的取組の方向性ごとに認定の組み合わせが可能（メリットもそれに応じた組み合わせに）

新しいハッピー・パートナー企業登録制度

子育て応援プラス認定

イクメン応援プラス認定企業
又は
②の6項目を全て満たす登録企業

【子育て応援プラス認定企業の主なメリット】

- ・ 奨励金制度(妊娠・出産関連休暇) ※1
- ・ 奨励金制度(子育て休暇) ※1
- ・ 専門家派遣 ※1
- ・ 金利優遇(従業員向け) ※2

イクメン応援プラス認定

⑤⑥を満たす登録企業

⑤次世代法に基づく
一般事業主行動計
画を策定・届出

⑥男性労働者が育児に
参加しやすい職場づく
りに取り組んでいる

【イクメン応援プラス認定企業の主なメリット】

- ・ 助成金制度(男性育休取得) ※1
- ・ 専門家派遣(ワーク・ライフ・バランス関連)
- ・ 男性の育児参加応援に係る情報提供

基本登録（従来のハッピー・パートナー）

①～④の19項目中10項目以上を満たす企業

①男女共に働きやすい
職場環境づくり
： 5項目

②男女共に仕事と家庭
等の両立に向けた取
組： 6項目

③女性の能力を活かす
取組： 5項目

④労基法、均等法、育
児介護休業法の遵守
： 3項目（必須）

【基本登録企業の主なメリット】

- ・ 物品優先調達 ※1
- ・ 建設工事入札加点 ※1
- ・ 金利優遇(事業資金) ※2
- ・ 広報(県HPなどでのPR)・企業交流会
- ・ ハローワーク求人票への記載
- ・ 県主催就活イベントへの参加選考時優遇 ※1

※1 登録・認定実績に加え、別途要件(受給要件等)があります。

※2 県と提携している金融機関に限ります。